

号)の適用を行わず、正規の種別変更を行うこととし、既に規定済みの者についても規定の取消等の措置を検討すべきである。」こう書いてあります。昨日、内山政務官は本委員会で答弁をされて、銀行手続が間に合わなくて二月十五日に支払われる方についても返還を求めることが考えられるという趣旨の発言をされたと思っております。ただ、運用三号が世に出る前に、裁定のときは問題にならなかつたために、本来一号なんだけれども三号のまま年金をもらっている方がいる。厚生省はそれは特定できない、何人か全然わからない。そういう方たちについて、どのようにすればよいとお考えでしょうか。

○内山大臣政務官 年金の裁定の訂正、取り消しの原因は、記録に誤りがあるということが前提でありまして、ですから、一号の未納である三号被保険者期間があるということは、当然、記録の訂正、裁定の訂正、取り消しに値するという案件であります。ですから、さかのぼって既裁定者は年金の裁定の訂正をし、期間がない方は取り消しになる、そして過払いで払っている年金に關しては、国の債権として返還債権ということになるのが大原則であります。

しかし、これをどうするかはこれからの議論だと思えます。

○高橋(千)委員 これからの議論だと、これは非常に難しいところなんです。

同じ質問を細川大臣に伺います。

○細川國務大臣 既に裁定済みの受給権者につきましては、これを正しい記録に戻して、そして過払いのお金を、年金を取り戻すといえますか返還をしよう、あるいは将来の年金額を減らすという、これは大変難しい問題でございます。

一つは、被保険者との扱いでどういふふうな公平を保っていくか、こういう問題でございます。そしてもう一つは、既に年金で生活をしている高齢者の方の生活が大変になるのではないか、こういうこと、この二つの観点、これをどう兼ね合いをつけるかというのが非常に難しい問題でございます。

まして、そこは年金業務監視委員会の方からいろいろと指摘もされておまして、私どもとしては、これは大きな論点として、これからいろいろの方の御意見もいただきながら、これをどういふふうにしていくかというところで進めてまいりたいというふうな思っております。

○高橋(千)委員 結局、まだ明確にはお答えできないと思うんです。それほど深刻な問題なんです。百万人などと言われていますが、その中にどれほどの人が含まれているのか特定できていない中で、逆に言うところ特定できた人だけが大きな目に見ても、逆にかもしれないという、国民の年金受給権を侵す問題であり、かつ、将来にわたつての年金の信託性を損なう、そういう問題であるということなんでしょう。

わからないのは、長妻前大臣が、これを自分が決めたということをお認めしているわけですね。昨年三月二十九日に記録回復委員会が運用三号にかかわる方針を決めたというのに、通知が出されたのは十二月十五日なのか。その間、九カ月間何をしていたのか、年金局長に伺います。

○榮畑政府参考人 いわゆる運用三号による取り扱いはつきましては、昨年三月に基本的なところは決定されたところでございますが、その後、年金局と日本年金機構におきまして、運用三号の取り扱いを実施するための詳細な実施要領等の検討、それからまた、ことしの秋に不整合記録がある方々の、斉抽出を行うということで、コンピュータシステム開発の内容の検討、さらには、今後の不整合記録の発生を少なくしていくための対策を強化するための必要な情報の提供をどういふふうにしていただくか等々の検討、さらには、日本年金機構の職員に対する研修等の実施等々、実施に向けた準備作業を進めてきたところでございます。

こういうふうな一連の準備作業を終了したところから、昨年の十二月に、実施時期を一月一日とすることとさせていただいて、十五日に通知を出させていただいたところでございます。

○高橋(千)委員 今、諸準備があるということをお認めされたと思うんです。

それで、資料の四枚目を見て下さい。その諸準備の過程で、国会で審議するチャンスは本当はあったわけですね。一昨年の七月に、年金確保安法が民主党政権による議員立法で提案され、その後、政権交代があったわけですね。秋の臨時国会で、同法案は閣法として企業年金とセットで提案されましたが、現在、参議院で継続審議となっております。その中の一部がこの資料の四枚目について、国民年金保険料の納付可能期間の延長について、現在二年までのところを十年間にするというものであります。

十一月の委員会質疑を行っておりますから、まさにこの運用三号の問題は念頭にあったはずであります。十年さかのぼること自体モラルハザードではないかとか、保険料は毎月毎月払つてもらうなどと答弁をされていたではありませんか。その頃の片隅では、二年払えば最大で二十五年間チャラにする、そういうことを考えていた。これは重大な問題なんですか。

この十年さかのぼり納付というのは、運用三号がもし既に発出されていると、この法案を通してしまつと、二年ではなく十年払わなければならぬということになって、理論上は大変厳しいものになります。でも、運用三号がもともとなければ、むしろ、十年さかのぼるといふことは、不整合問題の救済策としてはかなりいい改善をいっているものではなかつたのか。

法案を議論した当時、運用三号を準備していた局長として、この法案との整合性をどのように考えていましたか。

○榮畑政府参考人 今回の運用三号の取り扱い自体は、先ほどもちよつとお話が出ましたけれども、年金の裁定段階での事務処理が、不整合の記録の扱いについて、実態として必ずしも一貫していなかったことを踏まえて、あくまでも現行法の中で運用三号の統一化としてこの運用三号の取り扱いをさせていただいたところでございます。

したがって、そういうことでございませうから、年金保険料を徴収することができざる期間についても、あくまで現行法の枠内で、保険料の徴収時効が完成していない過去二年分としたところでございませう。

他方、年金確保安法は、保険料をさかのぼり納付していただくことで無年金、低年金となることを少しでも少なくしていくというふうな観点から、国民年金保険料の納付可能な期間を現行の二年から十年に延長するところでございます。したがって、運用三号の通知と年金確保安法提案とは、その趣旨が異なつていたというふうな考えをおつたところでございます。

○高橋(千)委員 そんな答弁で、だれも認められないわけがないでしょう。

この法案の中には、実は、運用三号とは少し性格は違いますけれども、第三号被保険者期間の問題が一つ含まれていておられます。第三号被保険者期間が一部切れていた場合に、例えば、夫さんはずっと第二号被保険者なんだけれども、奥様がパートとかで、一時的に二号になるんだけれどもまた復活する、本当は第三号でいいんだけれども届け出をしていない、実質は第三号そのものですよということ、それはそれこそ通知でその方たちの救済を図つていたわけですね。だけれども、これでは、通知だけではなくて、ちゃんとした法案で明文化しようというものでこの法案の中に盛り込まれていくわけじゃないですか。

法案の提出者である内山政務官が先ほどからうなずいておられますので、少しその事実関係。

○内山大臣政務官 得意の分野を聞いていただいで大変うれいんですけれども、三号の問題というの、記録がいろいろ見つかつた段階で二号になつて、その後、三号の種別の変更をしない方が六十を超えた段階で記録が見つかつたよという、受給開始時点、六十歳の段階で、あなた三号の特例届け出というさかのぼる届け出がされていませんから、その届け出は、届け出を出した翌月から効果が発生するものですから、六十

からもらった年金を返さないという非常に不都合な現状があった。

そこを直すために一緒に入れたんですけれども、先ほど桑畑局長が言ったのは、直近の十年を納付するものであつて、昔いころの未納の部分というのは納められないですね。非常に問題があるというのには私も思つておいて、どうせ十年でやるんなら何で二十五年やらないんだ、こう思つておりました、高橋先生の鋭い質問だな、こんなふうに敬服をしております。

○高橋(子)委員 ありがとうございます。

この法案でやろうとしていた中身は、それは通知でも納得いく中身だつたわけですよ。運用三号の方は、だれが見ても納得いかなぬものを、法案で漸進をされているさなかに、念頭にありながら口をつぐんでいた、そういう重大な問題なんだということを重ねて指摘をしなければなりません。

私がきょう質問するのは、今回の運用三号の廃止がほかに波及していつて、本来救済されるべき人までもそうじゃなくなつてしまつたり、不公平感が大いと言つているのに、逆に、まじめに払つてきて、あるいは変更して低年金や無年金になつちやうな方もいるわけです。そういう人たちに不利益になつてはならないと思つたわけです。

副大臣、どうですか。

○大塚副大臣 全くそのとおりだと思つています。

これは、今後、日本年金機構、旧社保庁の現況がどのようなディシプリンのもとで運営されていたのか、そして今もそうなのかというのを確認しなきゃいけないと思つておるんですが、実に多くの通知のたぐいでルールが決まつておるんですね。これは、昭和六十一年どころか、もっと前からつとつとそういう慣行になつておいて、私も、その通知のたぐいを今全部承知しているかというのと、わかりません。したがつて、今先生の御指摘のようなことにならないように、一度、網羅的に適合性を確認する必要があると思つております。

○高橋(子)委員 旧社保庁の責任だけにしないでいただきたい。制度が本場にころころ変わつてき

た、そういう中で問題が次から次と起つて、そこを償わなければならないということになつて、それで、資料の五枚目につけておるわけですが、社会保険事業運営費、これは、今年度は四千四百七十四億円中、約半分にあたる二千二百三十四億円が保険料から拠出されているわけですよ。

二〇〇七年の年金流用禁止法案のときのあの激しい論戦は何だつたのかと。年金保険料は年金給付以外には使わせませんというマニフェストは、もうほごにしたのかと本場に聞きたいですね。結局、いろいろな不手際が起つたために、一番苦しんでいる無年金、低年金の国民の保険料でその穴埋めをするということが許されるのか。このことを、マニフェストはほごにしたのかということをお、通告してありますので大臣にお答えいただきたい。

それと、最後に提案も含めて質問をいたしますけれども、運用三号の廃止と法改正に当たつては、国民年金法の第一には憲法二十五条に基づくとおつたことがちゃんと書いてある。この年金法の趣旨と、基礎年金の二分の一を国庫が負担している、国民の年金受給権を守るというその趣旨にかんがみて、本場に最低でも国庫の二分の一負担は未納でも給付をされる、つまり、今回の廃止に当たつても免除と同様の扱いにするべきだ。しかも、その後は、無年金障害者を初め納付期間がわずかに足りないために無年金、低年金になつておる方たち、空期間などに対して、国庫が保障している部分は最低でも担保をしていく、いずれば最低保障年金制度を目指していく、こういう立場に立つべきだと思つておりますが、大臣に伺います。

○細川國務大臣 たくさん質問いただきましたが、まず、年金保険料の流用禁止の御質問でございますけれども、確かに、マニフェストにおきましては、年金保険料の流用につきましては一則四年の中で財源を確保しつつ順次実施をしていく、こういうマニフェストになつております。

これを踏まえまして、平成二十三年年度予算案におきましては、年金保険料の流用額を圧縮していく、こういうことで社会保険事業運営費の効率化を図つてまいりまして、平成二十二年年度予算に比べまして百億円の増減を行つておるところでございます。

そういうことで、御指摘をいたしております。流用禁止につきましては、一則四年の中で実現をしていくということで頑張つていきたいというように思つております。

それから、憲法二十五条の趣旨、こういうことで、免除期間として税の方で支給をすべきではないかということもございまして、これは、私もどなたも思つておる、今後この点も含めまして法律によつて検討をしていく、こういうことでもございまして、そういう大きな観点からいろいろと工夫をしていきたいというふうにも思つております。

○高橋(子)委員 また続きをぜひお願いいたします。

○牧委員長 次に、阿部知子さん。

○阿部委員 社会民主党・市民連合の阿部知子です。

本日は、四十分のお時間をいただきまして、ありがとうございます。そして、去る二月の二十四日の予算委員会でも下衆院議員から御提起のありました年金の運用三号問題について、少し時間をかけて聞かせていただきましたと思つています。よろしくお願ひいたします。

まず、一枚目、私のつくりました、時系列をもつて、年金局と記録回復委員会と政務三役の動きを追つたものをお手元にお配りいたしました。これは、この間の審議を聞きながら私なりに整理したものですので、もしかしして勘違いや思いの至らぬところもあるかと思つておりますが、これをもとにお話をさせていただきます。

きのうの参議院の予備委員会、菅総理が、運用三号の廃止、そして、処分として、橋本副長で

を発表されましたが、いかにもトカゲのしつぽ切りで、物事が本質的に解決されてない。本質的な解決とは何かというところ、やはり、本来民主党が政権交代したときの大きな看板であつた政治主導、本場にこの間の出来事は政治主導であつたかどうかということをお私に確認をしたいと思います。

先ほど高橋委員もおつしやいましたが、例えば、年金の救済のための法案の改正がテレビで一方的に報道されて、こうした委員会でも問題を重ねて、迅速に、かつ、きちんと信頼性を持つて改正されることもなく、一方的に言われるということもおかしいと思つています。その内容いかんではなく、そういうやり方自身も本場に国会軽視だし、それはすなわち政治主導ではないんだと思つています。

おのおのの責任について考えてみたいと思つています。まず、年金問題が発見したのは、おとしの片の長厚生労働大臣当時のアンケートだということもございまして、そこから発見し、おのの年金の部局内ではこれをどうするかというのを省内で検討するという原案をつくられて、年金の記録回復委員会に原案の提示をされたのが三月二十九日、それに回復委員会も賛意を表明されて、長厚生労働大臣が決定されたということであり

しかし、その後、実際に課長通達が出されるまでの間も、年金局は独自の動きをしておりました。どういうことかというところ、一応原案で了解されたということ、課長通達に至るまでの間、今度、具体案が検討されるのですが、具体案が実際には年金回復委員会に出される前に、実は年金局は、年金局と機構で現場にこういうふうにしたくないからと説明をなさつておりました。課長通達はまだ出されていないけれども、年金局や社会保険事務所の現場には、これでいくからと説明があるんですね。このこと自体、私は手帳が違ふと思つて

すね、説明を受けた現場は、これは今までやってきたことと随分、いろいろな意味でそこを来すからということ、多様な御意見があったようです。

まず、年金局長に伺いますが、年金局長は十月に、その原案になる、十二月のものを口頭で了解された。すなわち、こういうふうな社会保険事務所の窓口で説明したいんだけど、これでいいですかと口頭で御連絡があったといいますが、そういうことでやっていらしたんですか。事実だけお願います。

○榮畑政府参考人 先ほどの高橋先生の答弁の際にもお答えいたしました。運用三号につきましては、昨年三月に基本的な方針が決まったところでございまして、その後、私も事務的に実務的な準備作業を進めておつたところでございまして、その過程では、年金局内で実務的な準備作業を進める中で、局内で局長のところでいろいろな検討はしたことはございますから、この十月の口頭了解というのは何を指しておられるのかよくわかりませんが、その準備作業の中でのいろいろな打ち合わせをしていたことはございます。

○阿部委員 これは伺いましたところ、課長通知の中身を口頭了解だそう。課長通知のことを年金の南関東の社会保険事務所に先に説明するために、局長に了解を得たということでありました。

まだ通達もないんです。でも、現場を集めて、これでいくからねと。全部事実先行じゃないですか。通達も問題なんです。でも、通達すらないんです。それを全部口頭で内々でやって、そして今回、課長が処分されましたけれども、課長が独自で課長通達を出したわけではないです。本当に、こういうのを下カケのしつぽ切りといいますが、局長まで上げるか、大臣まで上げるか、そういう省内のプロセスであったと思うんです。そこが全くグレーゾーン、やぶの中で、でも、それが無責任体制に、とにかく、やぶからやぶ、隠していく、あるいは勝手に手を盛りして

く、この素地を私はここに強く見ます。大塚副大臣、こういうふうな、課長通達を出す前に、現場と同じ内容を説明して、これでいくんだからと。これはどこにもオーソライズされてないんです。年金記録回復委員会にも詰つていないんです。そういうやり方でこれからの年金行政はいいんでしょうか。お願います。

○阿部委員 そうしたら、よろしくないと。ほつておかないで、そこから手をつけないと。日々年金を扱う業務の事務がこんなじゃ困るんですよ。裁量権の中、いいかげんな中、だれもチェックできない。政府三役なんか、まるで知らないですよ。チェックしてないですよ。それでも長妻さんは、僕が決めたとか言いますが、私は、それでは本今の年金の管理はできないと思いますよ。

続いて、年金の記録回復委員会の方へ行きます。年金の記録回復委員会は、さつき高橋さんが資料をつけていただきましたが、これまでの運用はあたかもやむを得ないかのようなことをおっしゃって、これまでの、すなわち、やむを得ない対応であったところだと、運用三号についてそのうしたコメントをきのう出されています。

ところが、ここに、年金記録回復委員会で法律改正の可能性エトセトラを、最初、そういう事態が発生して、原案が厚労省の年金局から示される前に検討したか否かなんです。

これは、テレビ報道では、磯村さんという年金記録回復委員会の委員長が、記録回復の委員会として法改正も考えたけれども、ねじれ国会じゃできないと思つたとか発言しているんです。私は、本当にこの政府のあり方は、テレビでみんなが勝手に勝手なことを言つて、国民は何を信じていいの。まず、事実確認ですよ。この三月二十九日までの間に、年金記録回復委員会では、法改正も必要かもしれない、必要なけれども、でも、ね

じれとか政治側の事情でできないとかいうお話しがあったのか。それとも、それは、磯村さんが時間系列を間違えられて、何か、ずつとの長い中で思ったかもしれない、言つたかもしれない、でかなり明確に言つておられましたよ。

これについて、大塚副大臣、どうでしょう。○大塚副大臣 今先生御指摘のそのニュースの映像を私は見ておりませんので何とも申し上げられませんが、磯村委員長とはこの間何度もお話をしました。きのうもお会いしていますので。

その何度もお会いしている中で、やはり磯村委員長も、こういう展開になつたことについて、もちろん回復委員会の委員長として随分責任を感じていらつしやる御様子の中で、どうしてこういうことになつたのかなというのをいろいろ考える、いろいろなことが影響していたかもしれないという、回廊の中でそういうようなニュアンスのことをおつしやつたような気がします。

○阿部委員 そういうあいまい、フアジーじゃ困るんです。委員は、お願ひがあります。年金は集中審議が必要ですよ。年金記録回復委員会の委員長にきて、これはこれからは続くんですよ。記録を回復すべきところで回復しなくてよくて、運用でやつていいと判断するようでは困るんですよ。そして、テレビでは一方でそういう発言を、どこかで思われたんだと思ひますけれども。

私は、それが政治の側の責任なら政治がちゃんとしなきゃいけないし、実は、事実は、年金局は先行して走つていると思うんです。先ほど申しました、現場を集めて、これでいくぞと説明までしている。そして、記録回復委員会に出して、応答を得たというけれども、議事録を見ましたけれども、おととしの首から三月まで、年金記録回復委員会では法改正も含めた審議なんかまるでできていませんよ。そうしたら、やみ、どこでど

されているのか、大事な年金問題が話されているのか、国民は不当に蚊帳の外に置かれます。これは、委員長、お願ひです。詰つていただきたいと思ひます。

○阿部委員 最後に、最も大きな政治の責任であります。長妻前大臣は、私が運用三号を決定したとおつしやいます。長妻前大臣は運用三号の決定の前に現場の年金局が現場説明会をしていることなど御存じであつたか。私は、その点も含めて、長妻前大臣にはぜひこの場で、集中審議でお答えをいただかなきゃいけないと思ひます。おまけに、きのうも出ましたけれども、次の細川厚生労働大臣には引き継ぎはないわけですね。政治が全然関係しないところで物事が動いて、どこが政治主導でしようか。何が政治主導でしようか。

そして、今日に至るまで、私は、二月十七日に質問主音書を出して、こういう運用でやるんじゃないかと法改正をするべきだし、必要性は考えなかつたのかと聞いたら、一月二十五日の答弁書において、運用問題だから法改正は必要ない。また、細川大臣は、内閣法制局にも聞いたが、法改正は法的には必要ないという返事をいただいております。予察委員会のお答えですよ、内閣法制局を引き合いに出されて、では、議事録を御確認ください。

そして、せつかく大臣が手を挙げられましたから、実は、大臣には長妻さんからは引き継ぎがない。そして、一月の下旬になつて大臣はこのことを初めて知つて、きのうおつしやいましたよね、事務方に、なぜ説明しなかつたんだ、これはとんでもないぞ、自分は知つていればとめた。そうすると、長妻大臣から細川大臣までに至る間、政治の意思は百八十度ねじれているんですよ。必要がないという長妻さんと、実際が走る、細川大臣は聞いたときにおかしと思つた。この



期間でも構いません。納められることを可能にする。

そして、もし納められない期間は空期間、加入はしているけれども保険料納付はなく、保険料のその二十五年には算定されるが給付には反映されない。一番公平だと思えます。

プラス、もしもその間非常に低所得であったというような証明ができる方は、これは低所得の方には免除というのがありますから、免除期間として、すなわち国から入っている三分の一分の給付は入れてさしあげます。

世に心配されている低年金、無年金問題も含めて、以上三つ、さかのぼって払える、そして、払っていないところは空期間扱いをする、低所得者については三分の一分の免除期間として扱う。どうお考えですか。

○細川國務大臣 今、阿部委員が御提案いただきました内容については、それは私どもの方でもそういう方針で検討をする、こういうことにはいたしております。

今の御提案は、被保険者ということでの御提案でございますね。はい。では、そういうことでございませう。

低所得者だった場合のことも、それも念頭に入れて検討させていただきたいと思っております。

○阿部委員 あともう一つは、やはり三号から一号への切りかえは、これはもう権能を持ってやるしかないと思えます。

ここに於いても、平成十七年からは大分変わっておりますが、実は、日々、今もです、これは社会保険事務所の窓口を開いてみていただきたい、あるいは自治体の窓口で、さつき申しましたように、国民健康保険の方は皆さん切りかえるけれども、年金の方は三人に一人だ、こういうのは現場の人に聞いて声を集めればわかりますから。そうであれば、これは制度上これからも発生してしまふので、ここは権能を持って切りかえるということも御検討いただきたいですが、大塚副大臣、どうぞ。

○大塚副大臣 それは重要な御指摘なんです。私も経験者だからわかるんですけど、私も銀行を退職したときに、健康保険を切りかえなきゃいけない。そうすると、市町村の健康保険課に行きます。行くと、市町村によっては、国民年金も切りかえてくださいとね、とってあとの手続をサジェストしてくれるところもあれば、そうじゃないところもあって、そうじゃないところでは、制度を知らない人は気がつかないんです。

だから、そういう市町村窓口の協力も得ないと、そういうことを知り得なかつたり、あるいは情報も日本年金機構が上がってこないということもあり得るので、その対応についてはこれからしっかりとえたいと思えます。

○阿部委員 いずれにしても、そういうことを国会で論議していただきたいです。テレビで言うんじやなくて、もう原則ですから。

大臣、いいですか。甲中議員も含めて、まあ、大臣が決めるわけではないですが、やはりそこをきちんとされてこそ大臣の責任なんだと思えます。

これは、さつき言った、長妻大臣と細川大臣の主張が百八十度、結果的には違っていたんです。でも、是正することはできるし、それは法改正が必要だという点でやることです。

を以て長にはお願いいたしますが、長妻大臣の参事人としての御出席と、そして、法改正に向けた前向きな論議ができるよう、ぜひ今後の運営をお取り計らいください。

○牧委員長 理事会において協議したいと思えます。

○阿部委員 続いて、予防接種問題についてお伺いをいたします。

実は、きのうは、年金記録回復委員と同時刻、先般五例報告されております11と並びにブレバナー並びに三種混合あるいはBCGなどの混合接種による死亡五例を確証する委員会も開かれてございました。

と、ここに、これまで挙げられた五例が、要になつておられます。

去年の補正予算で補正がつけられて、そして、ことしに入って、各自自治体、自治体も半分負担でも国も半分負担ということで、破格に11とブレバナー等々の予防接種はふえておるわけですが、始めた途端に相次ぐ死亡例の報告で、今、お母さんたちは不安だし、現場は混乱という中でございませう。

さて、この表を見ていただきますと、一、二、三、四という事案は、実は、接種日と報告日の間には、接種して亡くなられて報告されるまで、二、三日しかありません。ところが、確例の三並びに五は、接種を受けられてから、今回このことが大変話題になつてから初めて事例として上がつてまいりました。

これは、今、推定、予防接種でいろいろ助めておられますから、お医者さんからダイレクトエントリーでダイレクトに予防接種の、因果関係は別に、情報が上がるとシステムはあると思うんですが、実は、この二例は、親御さんは、体何が起こったんだろうと思つていたんです。だけれども、お医者様の側に、予防接種した人とお亡くなりになった赤ちゃんを診た人が違つたり、あるいは直に結びつけられなかつた、わからなかつた、もちろん因果はわからないのですけれども、そういう状況があります。

今後、予防接種も早い再開が望まれますが、親御さんが不安に思つたり死亡事例が出たりしたときに、厚生労働省の窓口、親御さんからも事例報告を上げられるような仕組みもあわせて検討されるべきと思えますが、いかがですか。これは、一刻も早いアラームが次の行動を決めますので、御答弁をお願いします。

○大塚副大臣 先生の問題意識はよくわかりました。今、医療機関からしか報告を受ける体制になつておりませんで、今後どのようにするか、しっかり考えさせていただきますと思えます。

○阿部委員 再開時にはぜひそうしていただきたい。今、慶応大学でそういうダイレクトで受けるというのをモデルケースでやつておられます。

とにかく、予防接種は、健康なというか、そのときは元気な子に打つて、結果は死亡。因果はわからなくても、そうなつてしまった場合には、非常に混乱と不安と、そして親御さんはもう負い切れない不幸を負つていくわけです。

次のページをおめくりください。

ここには、今話題になつておりますブレバナーとか11以外に、三種混合、今、組み合わせた相手の三種混合の方です、百日ぜき、破傷風、ジフテリア。もうずつと使われてきて、非常に安全性が高いと言われていたんですが、それでも、実は、毎年ぼつぼつと一例、平成六年から二十二年まで八例の死亡事例の報告がございませう。ただし、これは、二十三年はもう既に三種混合と一緒にしたのが三例死亡事例になつておられますので、さらに非常に頻度は高いのです。

この八例のうち、これは副反応かもしれないと報告されたものです。では、副作用の報告が済んだら救済された数はどれくらいかというところ、約半分ではございませう。四例、一対一にどれが救済されたというところは、これは原局もおわかりじゃないということでしたが、他の救済機構でやつておられる故とこちらを並べますと、半分なんです。

今度のケースを考えますと、今、きのうも委員会がありましたが、確かに因果関係は肯定も否定もできないといった場合に、厚生労働省として積極的に救済に動くのか。因果関係というのは本当に難しいんです。確定に間違つて接種したりすれば別ですけれども、疑わしきは救済するの、それとも、この八例のうち四例しか救済されてないというところは、これは国民が知つたら、予防接種をやつて、救済制度はあるけれども実際は半分なんだと思つたときには、またすぐ不安とそして混乱が広がります。本当に難しいと思えますが、ぜひ、疑わしい、否定できないというも



すっかり管理監督ができていなかった、こういうことでみずからを律したところでございます。

○加藤(勝)委員 そうすると、今一つおっしゃったんですが、原因は混乱したことでですか、それとも知らなかったことですか。結果的には一語のなにか、知らなかった結果として混乱をした、その混乱が問題だ、こういうふうにと認識されているんですか。

○細川國務大臣 私としては、これは全体の責任者でございます。したがって、両方でございます。

○加藤(勝)委員 それでは、今度、事務方の皆さん方が処分されているんですが、これは何法に基づいて処分、何法のどの条文に基づいて処分ですか。

○蒲原政府参考人 お答え申し上げます。榮柳年金局長以下、石井審議官、藤原課長、橋本課長につきましては、国家公務員法上の規定に基づいてきちっと処分したということでございます。(加藤(勝)委員「何条何号」と呼ぶ)

失礼いたしました。国家公務員法上の八十二、条でございます。懲戒の規定でございます。この規定の中で、一号、二号、三号それぞれございますけれども、「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」、これに該当するということと判断いたしました。その上で、今回の問題がかなり国民の年金行政に対するいろいろな信頼を失墜させたといったこともかんがみまして処分をしたということでございます。

○加藤(勝)委員 今の八十二、条の第一号には、「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」、こういうふうに出てあります。今の御説明のように、この「又は以降の職務を怠った場合」、これに該当する、こういうことなんです。が、コメントを流しますと、この職務を怠った場合に該当するというのは、国家公務員法百、条第一項に職務専念義務というのがありまして、それに違反している、こういうことになると思うんですけれども。

そうすると、本件について、一体どの行為が特に見ておられます、処分の中で三番目に重たいこの減給、ごめんなき、懲戒処分ですか。免職、停職、減給、戒告、こういうふうに出ておられます。今のは減給が三番目、そして戒告は四番目ということになります。局長以下懲戒処分、特に、人事異動なかもありませんが、年金局の事業管理課長、史速をされているわけでありますね、これを更迭と云うのかわかりませんが、そうすると、大体処分の一、番重たい人が現任責任者ということに当然なと思うんですが、この場合は、年金局の事業管理課長、この行為が不適切で、そこからの方が監督責任を問われた、こういうことですか。

○蒲原政府参考人 お答え申し上げます。今回の処分は当たりましての事実行為でございます。今回の通知も、理由となる行為につきましては、今回の通知に当たりまして、大臣に十分に説明していただけたこと、これを含めて、大臣に対する十分な説明ができていなかったといったことが、理由となる行為ということになります。

これについては、実際に年金局の中で、局長、審議官、両課長、それぞれ本来、上司たる大臣に十分説明すべきだということでありまして、その意味でいうと、一課長のみが行方者ではなくて、その意味では局長、審議官、両課長がそうした行為者といったことで処分をしたということでございます。

○加藤(勝)委員 今の中で、基本は大臣への説明が十分ではなかった。もつと云えば、大臣に決裁を仰がずに課長通知を出した、こういうことだと思っておりますが、課長通知を出す場合には大臣決裁が必要ですか。

○蒲原政府参考人 お答え申し上げます。決裁そのものにつきましては、これは課長までということでございます。

○加藤(勝)委員 そうしますと、もう一つお聞きしたい。これは大臣にお聞きした方がいいと思っておりますが、今回の処分は当たって、この一連の、

いつ、だが、どこで決めた、こういうところが非常に重要になりますね。長官大臣にお聞きになりましたか。

○細川國務大臣 これは、長官大臣のお考えは聞いております。

○加藤(勝)委員 いや、考えではなくて、では、ちよつと先に進めますけれども、要するに、三月の段階で、前大臣のときに、課長通知でいくというのを省内で決めていたとするならば、それに従って課長通知を出した課長のどこに問題があるんですか。

○蒲原政府参考人 三月の段階で、委員御指摘のとおり、大臣まで上げていたということでございます。一方で、この問題については、課長通知という通知そのものは確かに出ていなくて、まさに出たのがその後、今の体制になってからということでございます。ですので、そもそも、上げてはいたしけれども、新しい体制になってからということが一点と、もう一点は、やはり今回、それぞれ、大臣交代に伴っていろいろな案件があると思っております。でも、やはりその中で大事な事項と申しますか、上げるべき事項を上げていなかったといったことでは、今のところで、十二月の段階での問題だったというふうに考えているところでございます。

○加藤(勝)委員 大臣に上げるべき事項というのは、先般坂口委員が質問されましたけれども、大臣が引き継ぎ事項で残すような話なんです。そのことを一々課長の責任にされたら、どうやって仕事するんですか。違いますよ。

それから、課長通知は新体制、そうですね。しかし、運用でやるということは、基本的に課長通知あるいは少なくとも局長通知、どつちかでやるということでしょう。だから、それを決めていたとするならば、それに従って、職務に従ってやって、何で処分されるんですか。

そうすると、問題は、私が最初に大臣にお聞きしたのは、課長通知で、あるいは運用でやるという

うことを、いつ、どの段階で、だが決めたかということ、本論の一番大事なところなんです。そこを長官大臣にきちつと聞きましたかと聞いたんです。

○細川國務大臣 三月段階では、これは、いつ通知を出すかということについては決まっております。したがって、三月段階では、この運用三号通知の内容について大伴を決めまして、そして準備を進めていた。したがって、準備が整った段階の一月十五日に発出をする、こういうことでやりました。

○加藤(勝)委員 いや、そうじゃないんです。大臣、運用でやるということを決めれば、そこから先は事務的に処理をされていく。そして、少なくともそれが、これまでのやりとりからすれば、課長通知であれば課長通知で決裁を出していく、これは指示に従って適切にやった、こういうことなんです。

だから、私が問いたいのは、三月の段階で、大臣室において、大臣との間でどこまで何が決まっていたかということだと思っております。役所としてもうこれは運用でやるという方針を前大臣が決めておられたならば、あとは事務的な手続に従って、それが九月になるのか十二月になるのか、これはタイミングの問題だけです。十一月になつたことを問われるのならば、十月として、もうでなければ何の問題もない、だから聞いているんです。三月の段階で、大臣室でどういう議論があったかということ、事細かく、基本的な部分を長官大臣に確認されましたか。

○細川國務大臣 そういう個々具体的に細かいことをどういうふうに進めたかということについては、直接には聞いておりません。

○加藤(勝)委員 いや、大臣、処分というのは大きいんです。役人にとって、二十年、三十年まじめに勤められた方が懲戒処分とか更迭とか、附帯者に残っちゃうんです。それを、原点をきちつと確認せずに処分するなんて、そんなむちゃくちゃなことがあるわけじゃないですか。

第一項第七号 厚生労働委員会議録第四号 平成二十三年三月九日

運用三号を運用三号という人がいますけれども、本件は八十二番、号なんです。これは運用三号になっちゃうんです、こんなことをしたら、まさに、またそういう裁量権の運用をされるんですか。間違っていますよ。もう、回処分を凍結してくださいよ。

○細川国務大臣 この運用三号をいつから実施するかということについては、これは国民の皆さんにとっても大変大事な問題でございます。まさに権利の問題でありますから、これは当然重要な内容の問題でありますから、その通知をするときに、内容も含めて私のところにつきかりと説明があつてしかるべきだった、こういうふうにごえております。

○加藤(勝)委員 昨日お伺いしたら、岡本政務官は御存じだったということでしたね。だから、政務三役の中には上がつておられるんですよ。そこを大臣にするかどうかは、それは政務官が判断すればいい。だって、そうでしょう。そういう仕組みになつておられるんじゃないんですか。

しかも、発出するタイミングと云うけれども、流れは決めているんですよ、三月に。そして、それに従つて仕事をしていた。そして、上げるべきの通知に関しては、厚生労働省の内部規定上、課長決裁でいい。一体これのどこが問題なのか。

一番の問題は、三月のときに決めたということだけでしょう。そこから先は、きちんとそれに従つて職務をやつておられるじゃないですか。何でそういう人たちが処分されるのか。こんなことをやったら、まともな仕事もできませんよ。大臣がかわつたら全部もう一回決裁をやり直すんですか。そんなばかんなことがあるわけじゃないんですよ。この処分を凍結してくださいよ。厚生労働省の職員は、だれも働かなくなりませんよ、こんなことをやっていたら。

○細川国務大臣 先ほども申し上げましたように、重ねての答弁になりますけれども、大変重要な件の問題でございます。しかも、被保険者、さらには受給権者、この人たちがどうなつていく

かという大変大きな問題でありますから、私としては、当然そのときに、通知を出すときに、私のところにつきかり、その内容等についても当然私に上げてくるべきだ、私に説明をすべきだった、そう判断をしたからでございます。

○加藤(勝)委員 いや、だから、政務官は御存じだったと云つておられるんですよ。だって、政務官を処分しなきゃいけないじゃないですか。もつと申したい処分が要するんじゃないんですか。

私が申し上げているのは、判断は合つておられるということをお申し上げているんじゃない。しかし、役所という仕事は、まさに三役がお決めになつた、決めた以上それをつかりやる、それが皆さんが言われる政治主導でしょう。それをしっかりとやつておられる。間違つたのは政治主導の判断の部分なんです。執行過程じゃないんです。だから、その責任をしっかりとしないと、本当に役所が動かなくなりませんか。こんなことで、こういう形で処分されていることが続けば、だれが一生懸命仕事をしますか。仕事しない方がいいということになつちゃうんじゃないですか。まさにそういう問題を内包している以上、大臣、もう、同これは考え直してくださいよ。本当に厚生労働省がおかしくなりませんよ。

○細川国務大臣 先ほども申し上げましたように、この運用三号、この通達の内容というものは、大変国民にとって大事な問題でございます。そのことを私のところに、通知をするときに報告があつてしかるべきでございます。そういう報告があつてこそ、我々もいろいろな判断ができる。私も判断できるわけでございますから、そういうことで、報告がなかったということを私の方で処分をしたわけでございます。

○加藤(勝)委員 よく皆さん方は政務三役、政務三役と云つていますが、違うんですね。大臣に報告がなければだめなんです。皆さんはいつも、政務三役でお決になるとおっしゃる。違うんですか。

だから、本件は政務三役には上がつておられるんですよ、きのう確認したように。少なくとも発出する段階では、だから、休何が問題なんですか。では、それは政務三役の中の問題じゃないですか。何でそれを下のレベルまで落とすんですか。何で一般の、次官以下の問題にするんですか。大臣、いかがですか。政務三役の問題じゃないんですか。

○岡本大臣政務官 名前が出ましたので。さうのお話しましたように、私は、この課長通知が発出される前に相談は受けました。したがつて、そのときの相談でも、私が決裁するものではないというような話もそのとき聞いています。したがつて、そういうこと発出するということが、政務三役の中で最終的に決裁をするのか決めるというの、当然私が決めるものだという認識ではないというの、私は御理解をいただきたいと思つておられます。

そういう意味では、それぞれのいろいろな問題がありまして、すべて大臣ということはないと思つておられます。しかし、そういうたいわゆる政務三役の中で分担をしようとする、重要な案件についてきつと大臣に相談をするという必要はあつたのではないかと私は今感じています。

そういう意味では、こういう課題について、きつちりと私自身も大臣に相談しようということがなかつたということをもって、私自身もみずから給料を自主返納するというふうにしておられるところでありまして、そういう意味において、皆様方の御理解を今回の処分についても得たいというふうにごえておられます。

○加藤(勝)委員 さつき申し上げましたけれども、確認いたしましたけれども、皆さんのおやりになつておられるのは自主的な返納なんです。処分では全くないんです。処分と自主返納とは全くレベルが違う。そこをまず認識してお答えいただきたいと思つておられます。

そして、今のお話がありました。決裁を大臣に上げる必要がない。だから上げていないんですよ。問題ないじゃないですか。内部規定がそうなつておられるから。

ただ、上げるべき問題かどうかということをお問する、それが問われているというのであれば、確かに課長もそうかもしれない。しかし、より以上に政治判断をしなければいけない政務官、あなたの問題はもつと大きいと私も思います。そして、それであるならば、通常ならば、それは部下を処分しちゃうだめですよ、こういうときは、何に問題があるんですか。まさに政治主導というの、こういうときに政治責任をとるのが政治主導なんです。大臣、どうなんですか。

○細川国務大臣 私の方も、この問題については、先ほども申し上げたように、私の全体的な管理監督不十分ということでこういう問題が起こつたことについては、私も責任者としてそのことについては申さず感じているところでございます。だから、私としては、みずからをみずからが処分をしたところでございます。

○加藤(勝)委員 だから、みずから大臣が、それはさうですよ、三月の段階の判断なんですよ、間違つたのは、だから、そういうのはあるかもしれない。しかし、大臣として継承されている、そういう立場でみずから責任を付けたのなら、それでいいじゃないですか。何で職員まで処分するんですか。だから大臣、政務官が、御自身が自主返納するという形しか、いろいろ処分はあると思つておられるけれども、そういう処分というが、みずから態度を決めた、それはそれでよしとした上でも、何で職員まで道連れにするんですか。私はそこを言つておられるんです、大臣。

だから、もうそこはおれが全部責任を持つ、だからおれはこういう形をやつたんだと。だから、職員の処分は少なくとも凍結してくださいよ、そうじゃないや本當に仕事しませんよ、こんなことをしていたら、何が問題なんですか。

一度、前大臣のもともかもしれないけれども、そして、それがかつての、政権が自公政権で、逆乎があつて政権がかわつたのならわかりますよ、そ

これは大きく方針が変わるんですからね。しかし、継承しているじゃないですか。ずっと同じ民主党の皆さんの政權じゃないですか。それとも、これから大臣がかわるたびに、民主党政權では、前大臣の請はそのまま継承しちやいかぬ、そういうやり方をとるんですか。動かないですよ、そんなことをやったら。

だから、ぜひ、本当に私は、こういうことをやったら厚生労働省がおかしくなってしまう、暇の皆さんがやる気をなくしてしまふ。大臣、本当にこれはゆゆしき事態ですよ。運用三号は、国民が保障、年金というものに対する信頼を失い、今回の運用三号で厚生労働省の職員がやる気を失って、これでどうやってこれからこの国の社会保障をやっていくというんですか。凍結してください。

○細川國務大臣 重ねての御質問でございますから、この処分をしたことについては、私のところに必要な問題でありながら報告をしなかったというところでございます。

私のところに報告をすべき、それは事と次第によつて、全然私のところに報告をする必要もないもの、これはもちろんございませうけれども、しかし、非常にこの問題は大事な、大きな問題でありますから、それを、私が知らないところでその通知が行つて、次第にいつ始まるかということについては、これは私の方にその内容を当然報告すべきということ、私はそう思つて判断をしたわけでございます。

○加藤(勝)委員 だから、すべからずべきじやない判断を政務三役のどなたにも報告していなければとしかくとして、政務三役の中には上げていられるんですから、そのところはちよつと認識が違ふんじゃないかと。

大臣がもしこれを凍結するつもりがないのなら、大臣はさういう、まさに我々が見たら不法な対応を迫つた、さらにもう、つ罪を犯していい、さういふことになるんですよ。それでも大臣はまだこれを凍結し、この処分を有効なるものに

するんですか。本当に厚生労働省の将来を考へて、我が国のさうした行政の推進を考へて、本当にこれを追認していかれるんですか。もう一回、最後に確認させていただきます。イエスかノーかだけで結構です。

○細川國務大臣 私としては、再三お答えしておりますように、大変大きな、重要な、国民の皆さんにとつて大きな権利問題でございます。さういふ大きな問題について、大臣が全然知らない間に行われたということについては、これは私はいけないことだといふふうに思つております。

さういふときこそ、担当課長、局長、そして参事官が私の方に報告をしていただいで、それで行政というものは最高の責任者の大臣のもとでスムーズに進んでいくだろう、さういふふうに思つておりました、委員の言われること、それはそれとしてお聞きをいたしますけれども、この処分については、さういふ私の考へたところでございます。

○加藤(勝)委員 もう時間が参りましたからこれ以上同じことを申し上げませんが、大臣、本当にこれはよく考へていただきたい。そして、皆さんが政治主導ということで新しい政治をやる、その心意気、これが全く潰散消していく。要するに、責任はとらずに、やりたいことだけやって、あとは役人に任せる、これが皆さんの政治主導だ、このことが明々白々になつた、そのことを指摘させていたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○牧委員長 次に、内閣提出、平成二十一年度における子ども手当の支給等に関する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。細川厚生労働大臣。

(本内末尾に掲載)

○細川國務大臣 ただいま議題となりました平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

子育てに係る経済的支援につきましては、昭和四十七年の児童手当制度の発足以来、これまで順次拡充が行われてきたところでありますが、平成二十三年度における子ども手当の支給に関する法律に基づく子ども手当の支給は、平成二十二年分限りとなつております。

このため、次代の社会を担う子供の健やかな育ちを支援するために、子供を養育している方に対し、平成二十三年度分の子ども手当を支給するとともに、市町村または都道府県に対し、子ども手当の支給と相まって、子供の健やかな育ちの支援に資する新たな交付金を交付することとし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、子ども手当の支給についてであります。子ども手当は、中学校修了前の子供を保護し、かつ、これと生計を同じくするその父もしくは母、未成年後見人または父母等が指定する者等に支給することとしております。

なお、父母等が別居している場合は、子供と同居している者に子ども手当を支給することとしております。

さらに、子供が入所している児童福祉施設等の設置者等に子ども手当を支給することにより、児童福祉施設等に入所している子供等に対する支援を行うこととしております。

第二に、子ども手当の費用についてであります。

子ども手当の支給に要する費用については、児童手当相当部分は児童手当法の規定に基づき、地方自治体及び事業主が負担することとし、それ以外の費用については、全額を国が負担することとしております。

なお、公務員に係る子ども手当の支給に要する費用については、全額所屬庁が負担することとしております。

第三に、交付金の交付についてであります。子ども手当の支給と相まって、次代の社会を担う子供の健やかな育ちを支援するため、市町村または都道府県に対し交付金を交付することとしております。

第四に、受給資格者の申し出による学校給食費等の徴収等についてであります。

受給資格者が申し出により、子ども手当を、受給資格者が支払うべき学校給食費等の支払に充てることのできることをし、また、保育料については、市町村長が子ども手当の支払いをする際に徴収することができることとしております。

このほか、子ども手当について、差し押さえ禁止等の受給者の保護や公租公課の禁止を定めるとともに、子ども手当を市町村に寄附することができることとしております。

最後に、この法律の施行期日は、一部を除き平成二十三年四月一日としております。以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○牧委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○牧委員長 この際、参事人出席要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査中、参事人の出席を求め、意見を聴取する必要が生じた場合には、その出席を求め



○国務大臣(片山善博君) 恐らく、違法の疑いがあるということとを一方で年金業務監視委員会が申し上げたわけですけれども、一方で、逆の方からアプローチをしますと、完全に合法とか違法の疑いが全くないというわけではないけれども、そのこまでは許されてしかるべきではないかという、そういう見解もあつたんだらうと思います。ですから、一種のグレーゾーンといえますか、そういう領域にあるのではないかと私は思っております。

○磯崎陽輔君 総務大臣はほかのところで通告しておつたんで余り責めませんけどね。何が違法で違法でないのかという問題でしょう。これでお役人を処分しましたね。どんな処分しましたか。

○国務大臣(細川律夫君) 懲戒処分をいたしました。年金局長、そして参事官、そして通知をいたしました。課長について懲戒処分、これは給料の十分の一を二か月分減給と、こういうことでございます。

○磯崎陽輔君 それはどういう理由で処分したんですか。

○国務大臣(細川律夫君) 通知を出すときに私にきちっと報告を出さなかつたという事で、それが処分の理由でございます。

○磯崎陽輔君 いえ、何か分らないんだけど、じゃ決裁を大臣まで上げておけば問題がなかつたということですか。

○国務大臣(細川律夫君) 少なくとも対象になつた、この懲戒処分の対象になつた人たちはこの処分はなかつたということでございます。(発言する者あり) いや、きちんと私の方に報告をしていただければ、この件についての懲戒処分はなかつたということでございます。

○磯崎陽輔君 いや、そんなことを聞いておるんじゃないんで、大臣に上げなかつたことだけが問題じゃないんでしよう。今、総務省はちよつと沢の分からぬ答弁だつたけれど、要は違法の疑いがあると云つてきたわけでしょう。大臣が決裁したら

違法じゃなくなるの、そこを聞いていますよ。

○国務大臣(細川律夫君) その運用三号の取扱いにつきましても、これは違法ではないかと、法律的に違反しているのではないかとという質問主意書が内閣の方に出てまいりました。そこで、内閣では法制局とも相談をいたしました。それが違法であるかどうか判断をさせていただいて、そこで違法ではないと、こういう御判断をいただいて答弁を出したわけでございます。

○磯崎陽輔君 じゃ、今後どうするんですか。この通達をそのままいくんですか。

○国務大臣(細川律夫君) 昨日、この三号被保険者の不整合記録問題につきましても、これを法的に抜本的に改革をしていくという方針案を昨日出したところでございます。その際、三号の通知については廃止すると私どもの方で出したわけでございます。

○磯崎陽輔君 いや、だから、総務省から違法の疑いがあるという連絡をもらったんでしよう。連絡をもらつて、今まで通達をやつておつたものを今度は法律改正でやるといふんでしよう。

それは、課長通達は違法であるということを確認したんじゃないですか。何で、その主旨書まで測らなくていいですよ。そんなこと言わなくていいから、違法を認めたら方針を改めたんでしようが、じゃ、それ。

○国務大臣(細川律夫君) お答えいたします。

私どものその三号通知、これについては、法律に違反しているというふうには判断していません。ということ、これは内閣として御答弁をさせていただいております。

しかし、これまでこの国会の中でいろいろと御批判もいただいていたところでございます。また、年金業務監視委員会の方からは大変厳しい御意見もいただいた。そういう中で、三号通知の問題についてはこれは廃止をします、こういう決断をさせていただいたところでございます。

○磯崎陽輔君 ここはつきりせにやならぬ大事な問題なんですよ。

いや、課長通達でどうやってまげられるんですか。私は不思議でたまらないけれども、課長通達、違法でないと言つたんだつたら、法律上どういう、第何条第何項の規定に基づいてこの課長通達を出せるのか、根拠を挙げてください。

○国務大臣(細川律夫君) これは、国民年金法の運用をいたしているのは厚生労働省でございます。したがつて、この運用に関するところでございまして、それを通知で出すということについてはこれは違法ではないと、こういうことでござい

○磯崎陽輔君 結局、根拠は挙げられないんです。法的根拠がないというのは違法法ということですか。

財務大臣、税金をまけるときに、租税法の根拠なく勝手に大臣がまげられますか。

○国務大臣(野田佳彦君) 基本的に法律に基づいて対応するということだと思つています。

○磯崎陽輔君 もう余り大議論するつもりないけれども、租税法主義というの憲法に決まつておるんですよ。だから、賦課するのはもちろん憲法にある。だから、まげるのは、これは利益処分だといふような意見もあるかもしれないけれども、今度は、そのときは法の下の平等に引つかか

るんですよ。租税法主義も憲法に引つかかるといふなら、何の根拠もないんでしよう。何にも根拠がないことを違法といふんです。池いますか。

○国務大臣(細川律夫君) これまで、一号の被保険者、そこに実質移つたんですから、本来は三号被保険者として年金保険料を払つていただくと、こういうことが法律では決められているわけですが、それが届出をされていないということ、その届出をされていないことについて、その届出をしないという手続がされていないかということについて、社会保険庁の現場でいろいろと取扱いが違つていたんでない

かというようなこともございました。

したがつて、そこできちつとしたこの記録問題の取扱いの整理をしなければいけないということ、この三号被保険者問題、そこを整理をさせていただくと、こういうことでその取扱いを決めまして、そして三月にそのことが決定をされて、その後準備を進めてまいりました。そして最後、準備ができたのでいつから実施をするかということとを課長の通知で出したと、こういうことでございまして、その点については法制局の方からも違法ではないと、こういう御判断をいたしました。

したがつて、私どもとしては、法律的に違反ではないということでありまして、しかし、そのことが適切ではなかつたという御指摘をいろいろと受けたわけでございます。そこは、年金業務監視委員会、政府内のそういう監視機関といひますか、チェック機関、そのところからそういう指摘も受けましたので、私どもとしては、それで運用三号については廃止をします、こういう決定をさせていただいたところでございます。

○磯崎陽輔君 いやいや、そういう争奪付合な答弁したらむちゃくちゃですよ。日本は法治国家でありまして、何か運用できるような根拠があればいいけれども、さつき言つたように、税はないとはつきり財務大臣言つておるじゃないですか。当たり前ですよ。地方税でも国税でもちゃんと減免できると、ここは何か減免の規定があつてできる。

昨日の官房長官の答弁も何かよく分らないけれども、結局、前から運用でまけておつた事例がたくさんあると、言いたいわけでしょう。今、何かこの辺の人もそんなことを言つていたけれども、じゃ、そういう運用で違法にまけておつた事例があつたから、今度も違法で、課長通達でいいという話にはならないでしょうが、そんなことは全くおかしいよ。今までやつていたから今度も更に恥の上塗りをするんだと、そんなばかな答弁はないですよ。

法的根拠がなければ違法なんですよ。行政とい

うのは国債の授権に基づいて、立法に基づいて行政を執行するのが皆さんの仕事なんだから。立法権がまげると、免除のための根拠を与えていないのにまげれば違法ですよ、勝手にまげれば、違ひますか。

○国務大臣(細川律夫君) 度々同じような回答になつて申し訳ないと思つてすけれども、法律的には違反ではないと。しかし、しかし適切ではないと、あるいは法的に、法的にこれを処理した方がいいと……(発言する者あり) いや、だから、だから変えなければならぬという、そういう御指摘を受けたわけなんです。法律的に手取を取つて、国会の皆さんにも御議論をいたしてこれやるべきだと、そういう御指摘もいただいたから、私どもとしては、そういう御指摘もなるほど、なるほどと思つて、そこで私どもとしてはこれはもう廃止をすつと、こう決定した、そういうことは是非御理解もいたしたい。

私どもは、これから法的なものをこの国会にもいずれ御提案をしてこれを議論をしていただく、と、こういうことを決めたわけでございますから、そこは是非、皆様方でそのとき御議論をいただければというふうに思つております。

○磯崎陽輔君 日本國の大臣が法律を守らなくてもいいという答弁をしている、本当に情けない。民主黨というのは憲法体制も無視するんですよ。これは憲法の問題ですよ、こんな問題は。

それは、あなただつて法律家なら良心のある答えが欲しい。課長通達なんかでまげちやいかぬから処分したんでしようが。相談してないだけだつたら処分せぬでいいじゃないですか、おかしんじゃないですか。もうそれは絶対認めませんよ。これも集中で随分また引き続き議論をさせていただきたいと思つて、違法でないはずは絶対ありません。

総務省だつて、違法の、まあ疑いとは付いておるけど、違法の疑いまで言われたら違法という意味じゃないですか、ほとんど。武士の情けで疑いと付いておるだけなんですよ。政府内で不統

ですよ、そんなのは。もう法律を守らない内閣は一刻も早く辞めてください。それで、あなたは一月下旬になつて初めて知つたと言つたけど、本当ですか。

○国務大臣(細川律夫君) 先ほども申し上げましたように、その十二月十四日、通知を出す前に私の方にしつかりそれを報告してその内容を聞いておればよかつたんですけれども、それがなくて、私は報告をそのときに受けておりませんでした。そこで、一月の下旬になりました。その問題が大きい報道もされるようになりました。その大體ころでございます、一月下旬であつた、そのときに知つたところでございます。

○磯崎陽輔君 はつきり言いますけど、一月二十五日に自民黨の厚生労働、総務部会がありました。私、総務部会の副部長です。副議長をやつていました。そこで事務方に、誰と相談してこんな通知を出したのかと聞きましたら、政務三役に相談したという答えがありました。それじゃ分かるので、政務三役の中には細川大臣が入つていゝるのかと言つたら、当然入つていますという答えをいただきました。

だから、これは、役人は自民黨の部会でちゃんと大臣に十二月に相談したと答弁しておるんですよ。これは全くでたための答弁を役人がやつたんですね。

○国務大臣(細川律夫君) 本当のことを申し上げまして、私の方は報告は受けておりません。聞きましたら、政務官の方はそのときに報告を受けたということでございます。

○磯崎陽輔君 政務官は知つていたというのはこれは河内事案でありますけれども、まあしかし、大臣は知つていたと申してましたよ。本当に知らないんですか。

まず、じゃ政務官はどういう処分をしたんですか。

○国務大臣(細川律夫君) この件につきましては、私は最高の厚生労働省の責任者でもあります。そして政務官も私の下で仕事をしております。

そういうことで、まず私は、大臣就任以来、全の休給の返上でございます。そして将来的には二か月間返上。政務官も同じように、就任以来の報酬を全て返上、そして将来、二か月間は返上と、こういうことでございます。

○磯崎陽輔君 政務官と大臣の間、副大臣がおるんじゃないんですか。何で副大臣は処分されなかつたんですか。

○国務大臣(細川律夫君) 担当の大塚副大臣は今年になつてから就任をされました、したがつて大塚副大臣についてはそういうことはございませぬ。

○磯崎陽輔君 じゃ大臣、今から仮に私たち自民黨が、大臣がこの課長通達に、出す前に閣下していただけたらという証書をきちんと挙げれば大臣辞めていただけたらいいですね。

○国務大臣(細川律夫君) 私は、先ほど申し上げたとおりでございます。

○磯崎陽輔君 意味は分からないけど、この前の総務部会でもあなたは知らないと言つた。今日もはつきり知らないと言つた。もし知つていたといふ事実が出てきたら、これは極めて重大だと思つますよ。それはもう、この予算委員会でもし傍聴の答弁をしたらどうなるかということは分かつていると思つています。いいですね、大臣、それで。

○国務大臣(細川律夫君) これまで申し上げてきたとおりでございます。

○磯崎陽輔君 何かもう最後は真面目な答弁もする気もない、そんな感じがいたしますが。

まあこれは明らかに法的根拠を挙げてられないわけだから、運用でも、何か大臣のこんな運用根拠があると、そんなものどこかで考へていなさやおかしいわけで、明らかに違法なことをして、それを放置している、それだけでも大臣の責任は問題であります、我々は引き続き大臣が本當に閣下してないかどうかということは今後議論の中で明らかにしてまいりたいと思つています。

ことといたします。

午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十八分休憩

午後一時開会

○委員長(前田武志君) ただいまから予備委員会再開いたします。

休憩前に引き続き、平成二十二年度予算三案を一括して議題とし、質疑を行います。磯崎陽輔君。

○磯崎陽輔君 午前中に引き続きまして、ちよつと厚生大臣、もう一つお伺いしたい。

午前中も伺いましたけれども、今までも同じような事態があつたという答弁を、昨日の官房長官、今日の厚生労働大臣しているのかわるか。今までも運用でこういう一、二号と三号が間違つていゝるときには保険料を減免したという事例があるという意味なのか。意味なら、そういう事例をちよつと調べて国会に報告してほしいと思つています、いかがでしょうか。

○国務大臣(細川律夫君) これは、本来ならば一、二号に該当する場合は本人が申請をしなければいけないと、そういうことでありますけれども、それを變更せずに記録上三号被保険者としてずつと記録されている場合がある。そのときの、今度は規定をする場合にその記録に基づいて規定をしていゝたということが過去あると、こういうことでございます。

したがつて、今回の運用三号と同じような扱ひがされてきた事例もあると、こういうことで官房長官も申し上げたところだと思つています。

○磯崎陽輔君 いや、記録に基づいて規定したのなら記録どおりのから。そうじゃなくて、記録を正しい方向に変えて規定したということでしょう。

○国務大臣(細川律夫君) 先ほどの例でいいますと、本来は一、二号と変えなければいけないところを三号被保険者そのままですつと来てゐる場合があ